



中小企業の働き方改革

(3) 働き方改革関連法の具体的な内容【後編】

中小企業活力向上オンラインセミナー
人材・組織分野

中小企業活力向上プロジェクト実行委員会事務局



働き方改革関連法の概要

- ①時間外労働の上限規制の導入
- ②一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- ③勤務間インターバル制度の普及促進
- ④月60時間超割増賃金率中小企業猶予措置廃止
- ⑤産業医・産業保健機能強化
- ⑥雇用形態にかかわらない公正な待遇確保
- ⑦高度プロフェッショナル制度の創設
- ⑧フレックスタイム制の見直し
- など



⑥雇用形態にかかわらない公正な待遇確保

- 短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
- 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化



⑥雇用形態にかかわらない公正な待遇確保

- 派遣労働者について①派遣先の労働者との**均等・均衡待遇**、②**一定の要件**(同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等)**を満たす労使協定による待遇**のいずれかを確保することを義務化。
- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、**正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化**。



働き方改革関連法の概要

- ①時間外労働の上限規制の導入
- ②一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- ③勤務間インターバル制度の普及促進
- ④月60時間超割増賃金率中小企業猶予措置廃止
- ⑤産業医・産業保健機能強化
- ⑥雇用形態にかかわらない公正な待遇確保
- ⑦高度プロフェッショナル制度の創設
- ⑧フレックスタイム制の見直し
- など



⑦高度プロフェッショナル制度の創設

- 職務の範囲が明確
- 一定の年収（1075万円以上）
- 高度の専門知識を必要とする等の業務
- 年間104日の休日を確實に取得させる等の健康確保措置
- 本人の同意や委員会の決議等を要件

⇒労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を**適用除外**



働き方改革関連法の概要

- ①時間外労働の上限規制の導入
- ②一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- ③勤務間インターバル制度の普及促進
- ④月60時間超割増賃金率中小企業猶予措置廃止
- ⑤産業医・産業保健機能強化
- ⑥雇用形態にかかわらない公正な待遇確保
- ⑦高度プロフェッショナル制度の創設
- ⑧フレックスタイム制の見直し
- など



⑧フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制
の「清算期間」

改正前 **1か月**

改正後 **3か月**



改革に向けて行動し続けるために

- メリット
- 成功事例



中小企業活力向上プロジェクト

無料経営診断・訪問相談のお問い合わせ

TEL: **03-3283-7388**





働き方改革に取り組むメリット

- 生産性
- 休める
- 残業代
- 定着率
- 求人応募率



中小企業活力向上プロジェクト

無料経営診断・訪問相談のお問い合わせ

TEL: **03-3283-7388**





中小企業活力向上プロジェクト

無料経営診断・訪問相談のお問い合わせ

TEL: **03-3283-7388**





専門家とともに働き方改革に取り組む

ご利用は
無料です

企業診断 ・経営相談

中小企業活力向上プロジェクト

東京都内の商工会・商工会議所の経営指導員と中小企業診断士が貴社をお訪ねし、企業診断を行ったうえで経営力向上のためのアドバイスをさせていただきます。



詳しくは
こちらから